

令和元年度 第3回

杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会
議 事 録

令和元年10月29日 (火)

第3回 杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会

狭あい道路整備課長 それでは、定刻となりました。令和元年度第3回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会について、会長に協議会の開会、議事の進行をお願いしたいと思います。では、会長よろしく申し上げます。

会長 おはようございます。ただいまから、令和元年度第3回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会を開会いたします。

議事の前に、事務局から報告等がございましたらよろしく申し上げます。

狭あい道路整備課長 本日から人事異動に伴いまして、警視庁杉並警察署交通課長 大橋聡毅様
に変わりました。警視庁杉並警察署交通課長 大塚晋次様に協議会委員として
ご出席いただくことになりました。大塚委員、一言いただければと存じます。

委員 おはようございます。9月9日付の人事異動で杉並警察署の交通課長に着任
をいたしました大塚晋次と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

狭あい道路整備課長 委員よろしく申し上げます。なお、協議会委員の委嘱状を席上に配付させ
ていただいておりますので、お納めいただければと存じます。

本日の狭あい道路の拡幅に関する協議会につきましては、委員の方過半数の
ご出席をいただいておりますので、令和元年度第3回杉並区狭あい道路の拡幅
に関する協議会は有効に成立しております。また、協議会記録のため、写真撮
影と録音をさせていただきますのでご了承ください。

会長 どうぞよろしくお願いいいたします。本日、委員からご欠席との連絡を受けて
います。

議事録の署名ですけれども、順番で委員にお願いしたいと思っておりますので、よ
ろしく申し上げます。

今日の傍聴はいかがでしょうか。

狭あい道路整備課長 本日の傍聴はございません。

会長 わかりました。

それでは議事に入りたいと思っておりますけれども、次第にありますように、前回
に引き続いて答申に関わるご説明と意見交換をしたいということで、その他次
回の協議会の日程等について最後にやりますけれども、こんな議事でよろしゅ
うございませうでしょうか。

それでは、前回は引き続きの議事2ということですか。事務局からご説明願います。

狭あい道路整備課長 では、配付資料の確認を行います。事前に配付しておりますが、本日の開催通知、次第、平成30年度狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況、令和元年度第2回杉並区狭あい道路に関する協議会議事録（案）でございます。参考資料といたしまして、これも事前にお送りしていますが、第2回協議会における委員の意見と区の見解、第2回協議会における委員の意見と区の見解について、支障物件に対する取組の流れ、最後に重点整備路線における支障物件指導経過と重点整備路線の2号路線の現況平面図となります。資料はお手元にご覧いただけますでしょうか。不足している方はお知らせください。よろしいでしょうか。

「平成30年度狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況」でございますが、前回お示した暫定版から数値を若干修正しまして、確定版としてお配りしております。

また、令和元年度第2回協議会議事録でございますが、事前に確認のため資料を送付させていただきました。今回ご指摘をいただいた点を修正したものをお配りしておりますが、さらに修正のご指摘がなければ確定とさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

第2回協議会における委員の意見と区の見解、第2回協議会における委員の意見と区の見解について、支障物件に対する取組の流れにつきましては、事前にメールで送付させていただきましたが、その後若干修正を加えさせていただいておりますのでご了承ください。なお、重点整備路線の2号路線の現況平面図につきましては、協議会閉会后に回収させていただきますのでよろしくお願いいたします。

会長 まず、「第2回協議会における委員の意見と区の見解」という資料に基づいて、ご説明をお願いします。

狭あい道路整備課長 それでは前回の協議会での委員の皆様からいただいたご意見を踏まえまして、区としての考えをご説明させていただきます。

前回の協議会では区の狭あい道路の拡幅に関する施策の取り組みにおいて、特に重点整備路線における事業の進捗が思うように進んでいないことを踏まえ、委員からは条例の改正により取り組みの強化を図るべきとのご意見をいただい

ておりました。区といたしましても条例に定めがありますように、施行後3年を1つの節目として条例の施行状況を勘案し、必要があれば条例について検討を行い必要な措置を講じるべきと考えおられます。

しかし、平成28年7月の改正条例施行から3年余り、拡幅整備事業に鋭意取り組んでいる中で、まだ現在の条例のもとで成果を上げていくには時間が不足していると感じているところでございます。

これから前回の協議会における委員の皆様の見解についての区の見解と重点整備路線における支障物件指導経過など、区の取り組み状況につきまして各担当からご説明させていただきますので、答申に向けてご意見をいただければと存じます。

それでは各担当より説明させていただきます。

事務局

それでは本日の資料につきましてご説明いたします。まず、A4、2枚の「第2回協議会における委員の見解と区の見解」というものの概要版といたしまして、A3カラー刷りのものをご用意いたしましたので、こちらに沿ってご説明さしあげたいと思います。

前回第2回協議会において、委員の皆様からいただいたご意見を左上の青枠の中に、その意見に対する区の見解を黄色の枠の中に書かせていただいております。ご意見と区の見解を踏まえて、今後の考え方として下段の赤枠にまとめさせていただいております。いただいたご意見は記載のとおり5つとなっております。

1つ目「条例第2条第3項の後退用地の定義から『敷地の一部』を削除」について、区の見解といたしましては、条例の第2条2項の建築主の定義の中において、狭あい道路に接する敷地を敷地としております。したがって狭あい道路部分につきましては敷地に含まないものと考えております。

右図の道路内の青斜線の部分につきましては当該狭あい道路となり、その左隣にあります黄色斜辺の部分は狭あい道路に接する敷地の一部と考えております。敷地の全体ではなくて狭あい道路に接する敷地の一部分となりますので、現状の条例でも問題ないのではないかと考えております。

続きまして2つ目の「条例第2条第6項の支障物件の定義から『容易に移動させることができるもの並びに』を削除」について、区の見解といたしましては、「容易に移動させることができる」の判断については、運用によるところ

が大きく状況による判断となります。また、これまで区の支障物件の考え方として、条例第2条第6項の支障物件の定義にあります「土地に定着する工作物」という考え方を多分に含んでおりました。しかし、その他避難上及び通行上支障となる物件として、必ずしも土地に定着している花壇や大きいプランター、自動販売機や車どめなどに限らず、避難上または通行上支障と思われるものについては支障物件とすることは可能だと考えております。そのため前回の協議会の中でご意見がございました動産等につきましても、避難上及び通行上支障となるものであれば現条例の運用の範囲内で指導が可能ではないかと考えております。

3つ目になります。「条例第2条4の『後退用地』を『後退用地となるべき部分』へ変更」について、こちらは次の4番目の中心線の位置出しを行う仕組みの創設にも関わってくるのですが、まず右の図の赤線の引いてあるところと黄色い斜線が出されているところ、こちらが協議によって後退用地が確定した部分になります。こちらの協議により確定された部分については基本的に変更されることはございません。ただ、後退用地未確定の場合、赤い線がまだ引かれていないその他の3つの敷地がそうなのですが、そこに対して区の中心線の主張線を出すことによって、そこから水平距離2メートルとった敷地内にある白破線が引かれているところまでは後退用地と考えることができると考えております。

続きましてその4番目、中心線の位置出しを行う仕組みでございますが、まず区の見解といたしましては、中心線につきまして、原則2項道路が指定された時点で明確であるものと考えております。

建築基準法施行当時の昭和25年に東京都による告示によって2項道路の指定はされておまして、その告示文の中に道路の中心線が明確であるものや道路敷地が明確であるもの等が指定されております。そのため区では2項道路の指定時には中心線が明確であるものと考えております。

しかし、現実には図面や現地に明示されているわけではございませんので、現地測量等の調査を行い位置を再現することで主張線として示すことは可能であると考えております。中心線が明確であり再現を行うことで、そこから2メートルの水平距離の位置にあるものについては後退用地内にある支障物件として指導は可能になると考えております。

最後に5番目になりますが、支障物件に関わる勧告について、こちらにつきましては勧告、命令及び公表等の時期、手順を明確にし、取り組み強化を図りたいと考えてございます。具体的には次の今後の考え方でご説明いたします。

下段の赤い枠、今後の考え方についてでございますが、区ではいただいたご意見と見解を踏まえた上で、今後の考え方としてまとめさせていただきました。

まず、1つ目、一番左側になりますが、先ほどの支障物件に関わる勧告に対しまして、支障物件への指導手順を明確化して、取り組みを強化していきたいと考えてございます。

同時に配付させていただきました資料A4のカラーのフロー図をご覧になっていただければと思います。こちらに記載のとおり、支障物件の発見から代執行までの手順、時期を定めさせていただいて、これまで以上に厳格に取り組みを行っていきたいと考えております。

これまで支障物件に対して区では、基本的には拡幅整備の協力をメインで行ってまいりました。しかし、震災等の災害がいつ起きてもおかしくない中、より安全に避難・通行ができるよう中心線の再現を行い、拡幅整備の協力が得られない場合などは勧告等によって是正指導の強化を図ってまいりたいと考えております。勧告以降につきましては、条例に則した形で取り組んでまいりたいと考えてございます。

再びA3の資料にお戻りください。次に区の主張線の計画的な整備。真ん中の部分につきまして、まず重点整備路線について中心線の再現を行い、拡幅整備及び支障物件への指導を進めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、支障物件の適応範囲の精査を図りたいと考えております。先ほど「容易に移動させることができるもの」の区の見解の際にもご説明いたしましたが、土地に定着していない避難上及び通行上支障となる物件への指導強化、また、この後現地の写真をご覧になっていただきながらご説明さしあげますが、重点整備路線、2号路線のように上空が建物で占有されており、その建物内に支障物件となる自動販売機や車どめ等が設置されている場合において、今まで区では支障物件としていない場合がございます。ただ条例の趣旨から考えて、建物、上部にひさし等がある場合であっても避難上及び通行上支障となるものについては指導を行っていきたいと考えております。

私からの本日の資料の説明は以上となります。

続きまして重点整備路線における支障物件の指導経過について、ご説明さしあげます。

事務局

おはようございます。重点整備路線における支障物件の取り組み経過についてご説明させていただきたいのですが、その前に、1点資料の訂正をお願いしたいのですが、お配りしております資料、重点路線1と2の案内図があると思うのですが、その下の重点整備路線が重点整備路線3となりますので、今「2」と書いてあるところを「3」と訂正をお願いいたします。

それではご説明に入らせていただきたいと思います。

まず、区内重点整備路線1から4までであるのですが、継続的に指導を行っているところについては3件ございまして、まず、重点整備路線1が2件ございます。3が1件ございます。

場所で言いますと、まず重点整備路線1のAと書いてあるところですが、ちょうど北側になります。状況としましては車どめの設置が見受けられるというところで、こういった状況になっております。

こちらにつきましては平成29年の4月、まず道路拡幅への協力と支障物件の指導のために訪問しているところではあったのですが、ご不在だったため、そのときはポスティングという形でチラシを配付させていただきました。

その後、平成29年度のときには、ほかのこれから挙げる3件もそうなのですが、平日にいろいろ現場に出る機会がございますので、その中で立ち寄りさせていただいたのですが、なかなかお会いできないという状況が続いておりました。

平成30年度からは拡大をして休日お休みのときにお邪魔をさせていただいて、お話しできないかというところで取り組みを行ったところ、7月に居住者の方にまずお話を直接させていただく機会がございましたので、お話をさせていただいております。

そのときに、後になってわかるのですが、居住者の方というのは実は土地所有者の方ではなくて、親戚の方がお住まいということだったので、まずは親戚の方にお話ししておきますというところで、そのときは終わっております。

その後、平成30年、今こちらにございます建て替え予定の建物があるのですが、こちらの建て替えに伴いまして、1つの敷地として協議申請が出されたために、区としては拡幅整備を行ってくれるものと認識しておりましたが、今

年の7月にその協議申請自体は取りやめということになってしまいました。そこで窓口来庁の際、われわれから拡幅整備への協力の依頼というのを直接申請者の方にさせていただきました。

この結果、今年の8月に事前協議申請、この部分の拡幅整備の申請を出していただくことができまして、ちょうど昨日、必要書類等もそろえて今後整備に向けて進めていくというところになっております。

続きましてBです。ちょうど今お話したところのはす向かいにある、これまでの協議会においても何回かご紹介させていただきました。大きいプランターがあるところです。

こちらでもまず平成29年4月、支障物件の指導と拡幅への協力をお願いに伺った際に、インターホン越しに女性の方とお話することができたのですが、直接、お会いできなかったのも、まずはチラシを入れさせていただきました。

その後同じように何回か訪問はしたのですが、なかなかお会いできない状況が続いておりました。平成30年7月にちょうど私どもがほかの現場に行く際に土地所有者の1人の方がいらっしやいまして、その方とお話しできたのが最初になりまして、その後平成31年の3月に土地所有者の方のお宅に訪問をしまして、拡幅整備の協力の依頼を行っております。その後何回か折衝を重ねており、現在は拡幅整備に向けての折衝を行っているところでございます。

続きましてCは重点整備路線3になります。こちらの現場は、こういった花壇、ちょうど家が2つあるのですが、全体的に花壇があるという状況となります。

こちらにつきましても平成29年の4月、同じように伺ったのですが、そのときはご不在であったためにチラシのポスティングというところで終わっております。

その4カ月後29年8月には、直接お会いすることができまして、そこから拡幅整備へ向けての折衝を行っているところでございます。その後数回折衝を行っておりまして、令和元年、今年の9月には拡幅整備へご協力といただけるということで、今必要書類といったものを取り揃えているところでございます。

先ほどのこういった支障物件につきましては、重点整備路線であるかないかを問わずに、区内全域で取り組みを行っているところではあるのですが、まず我々としては拡幅整備への協力依頼ということで行っていくところなので、時

間がかかってしまうということになります。

支障物件のご連絡、区民の方などから、ご要望いただいた際にはまず、我々は現地を確認しますので、先ほど言った支障物件に該当しないようなものに対しましても、我々としては空間の確保についてご説明させていただきまして、お願いさせていただいている状況となります。

次に、重点整備路線2における取り組みになります。

まず現地の写真をご覧いただきたいと思います。まず東側から撮っている写真になります。先ほどご説明があったように、自動販売機、車どめ、植木鉢なども置かれている状況となっております。

続いて南側の敷地になります。こちらにも植木鉢、あとは看板類、自動販売機が設置されているという道路の状況になります。

こちらにつきましては、これまでは土地の所有者の方に対して拡幅整備へのご協力をお願いしてきましたが、先ほどご説明させていただいたように、条例の趣旨から通行上、避難上支障となるものについて指導できるようにするために、まず測量を行いお手元にある現状平面図を作成しました。そしてさらにその図面をもとに、今月に沿道の各店舗に対して自動販売機や車どめの撤去の要請を行っております。

その結果、自動販売機を設置している方から問い合わせがございまして、直接お会いしてご説明させていただいたところ、条例の趣旨をご理解いただきまして、現在撤去に向けて前向きに検討いただいているところです。

次に重点整備路線各路線の現状を説明させていただきます。

まず、重点整備路線1ですが、これは当初、拡幅整備済み、赤いものは当初から拡幅は終わっていたところになります。

現在、先ほど説明した支障物件の箇所については申請をいただいて整備を進めているところとなります。

この青い部分については今現在交渉中であつたり、まだお会いできていないというものになります。

さらにこの黒い部分については、土地所有者ご本人だったり、お住まいの方にお会いし、どういった考えを持っているのかというものをお話しさせていただきまして、高齢の方ですぐに建て替えは難しい、建て替えは既に予定されているということなど、意向の把握ができていない箇所となっております。

こちらは全体図になるのですが、先ほど言ったある程度意向を確認しているものと現在交渉中のものということで色分けをしております。左側は当初で右側が今現在のものになります。全体で敷地数は35件報告させていただいているのですが、最初の状態から8件については、申請を受けていたり、あとはある程度意向の確認が終わっているというものになります。

続きまして重点整備路線3です。こちらと同じように赤いものが既に拡幅が終わっていたものになります。

こちらについては平成29年から3件整備が済んでおりますので、緑色の部分については拡幅整備が終わっています。申請を現在いただいているものが8件ございまして、こちらは拡幅整備に向けて進捗を進めているところでございます。同じように青いものは交渉中、黒いものについてはある程度意向を確認しているものということになっております。

この黄色のものの中には、こちらの協議会で挙げさせていただいております支障物件設置箇所も含まれておりまして、これがすべて解消すればこの路線については、桜の木だけが残ってしまいますが、支障物件はゼロとなります。これも同じようにもともとあった確認中のもの、交渉中のものが現在こういう状況で、こちらについては当初から17件のお宅について意向の確認を行っております。

最後に重点整備路線4になるのですが、こちらと同じように整備済みが1件ございます。黄色のものが現在申請中のもの、そして交渉中のものが青いもので、最後に黒いものは意向を確認しているものという形になります。

1件、こちらにございます黄色の申請中のものについては今年度工事を施行したのですが、工事をした際に塀の基礎が出てきてしましまして、現在所有者の方に塀の撤去をお願いしているところでございます。

こちらも当初から比べると、合計11件のものについては意向を把握できたり、拡幅整備を進めているということになります。

この現在交渉中のものにつきましては、実は建物自体が当たってしまうというケースも中にはございまして、そういったものを把握するために重点整備路線については主張線を出すために測量を行いまして、精査をしております。

また、ある程度やっていく中でめどがつけば、新たな重点整備路線の指定というお声が挙がる場合がございますので、そういった検討も必要になってくる

のではないかと考えております。

私からの説明は以上になります。

狭あい道路整備課長 ただいま委員の皆様からいただいたご意見についての区の見解と重点整備路線における支障物件への取り組み状況等のご説明をさせていただきました。

区といたしましては、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえまして、担当よりご説明させていただきましたように、まずは現在の条例のもとでこれまでより、より一歩進んだ取り組みを行っていくことで、条例運用の改善を図り、整備事業に邁進してまいりたいと考えております。区の見解といたしましては以上でございます。

会長 ありがとうございます。議事2の内容についてご説明をいただきましたので、ここから、委員の皆様からご質問、ご意見をいただきたいと思えます。区の見解とそれから現在の取り組み状況の両方が説明されました。どちらからでも結構です。よろしくお願いします。

委員 今ビデオで見せていただいた重点整備路線4路線の経過というのが非常にわかりやすく、こういう感じで整理されて説明していただいていると、大分重点整備路線進んできているのだなというのが理解できて、今日の説明はよかったと思うのが感想の1つ。

それから1つ気になったことは、区としては拡幅整備に向けての取り組みという形で進めてきているということなのですが、この協議会での議論はどちらかと言うと、支障物件というふうには話の筋が今まで、特に前回などはそうだと思うのだけれども、進んできているのだけれども、そのところはずれができてしまっているのかなという感じを受けましたので、今日そこら辺を重点的に議論したらいいのではないかと思います。以上です。

副会長 私も委員と同じ感想なのですが、今回初めてこの各重点整備路線について具体的なご説明をいただいたように思います。図であらわしていただいたので大変よくわかりましたので、今後も引き続き同じようなご説明をしていただければありがたいと思っております。

先ほど拝見した図面で重点整備路線1ですか、車どめか何かが後退するのはわかるのですが、その手前の道路部分に電柱か街路灯みたいのが立っているような画面が映っていたのですが、要するに電柱の整備についても並行して進めていただきたいと思います。以上です。

しかも拝見しますと、交渉中のところが結構ございますので、今後その交渉がどういうふうになっていくのかということも興味の対象になりますので、引き続き今後ともご説明をいただければありがたいと思いました。以上です。

事務局 これですね。ポールが何か気になるのですけれども。あれは何なのですかね。多分カーブミラーになるのですけれども、もちろん道路がセットバックすると電柱と同様に飛び出してしまうので、これはセットバックの工事の際に同じようにあわせて移設をする形になります。

会長 ちょうどT字路なのでカーブミラー。カーブミラーはどこが……。

副参事 区道であれば区が管理していますので、工事とあわせて区の公費を持って後ろに下げさせていただきます。

会長 当然面しているお宅の了解を得てということですね。駐車場に入りにくくなる位置にあっても、交通安全上はT字路だからということで説得して立てさせてもらっているということですね。

事務局 セットバックした部分は道路法がかかりますので、もちろん区の管理ということになりますので、その部分に移すという形になります。

会長 感想などが次々に出ていきますので。

委員 皆さんおっしゃられたように、非常に具体的な取り組みの実情がよくわかって、大変一生懸命いろいろ取り組んでおられるというのはもちろん前からそういうふうに思っておりますけれども、非常に今日の説明はわかりやすくよかったですと思っています。

あとは、条例改正の意見というのは1つ1つやっていくのですか。

会長 ご説明に対してそれぞれ関係している、3と4は大いに関係しますけれども、中身について、違うものについてはそれぞれ議論したらいいかと思っておりますけれども。

中身の議論、委員からも出ましたけれども、支障物件の取り扱いみたいなことを議論しておくべきだということもさっき出ましたけれども、委員、お願いいたします。

委員 一番目は私が言った意見かもしれないのですけれども、これは敷地の一部でというのを削除したらどうかということですが、これは区の見解で、敷地については狭あい道路に接する敷地で道路部分は含まないということなので、これはこういう解釈ということであれば、特に変更する必要はないかと思っております。

で、条例改正する必要はないと思います。

それから2番と3番は議事録を見ていたら、最初に委員が言われたご意見なので、私も意見ありますけれども、委員から先にご意見を言っていたら。

委員

私は支障物件の勧告とか公表とかそっちの意見を、多分時間的なものへの意識が必要ではないかということによってた意識だったのですけれども。

委員

容易に移動させるかどうかという、動産ということになるということによって削ったらいいのではないかと、私も言っているの、先に私のほうで。

「容易に移動させることができるもの並びに」を削除するというについては、運用での判断によるということなのですから、これは「容易に移動させることができるもの」というのを除けば、容易に移動させるかどうかに関わらず、支障物件の概念としては広がるわけなのです。

現状でも指導は可能ということなのですから、解釈の余地あるいは運用での判断によって分かれるということは、これはいわば条例上の適用で、ある意味関係する住民の権利に関わる話ですので、もしそういうことであれば、条例上削除したほうがよいというのが私の意見です。

それから3の「後退用地」を「後退用地となるべき部分」に変更するというについては、これは先ほどの説明がよくわからなかったので説明してほしいのですけれども、この説明が協議により確定して基本的には変更されませんということで、基本的にとらえて、次の中心線も中心線からもちろん後退用地が計算される、2メートルですね。原則と書いてあるのです。原則というのは、例外は何なのですかというのが1つ質問です。

それから協議により基本的には変更されませんという点については、前の杉並区の説明では所有者が変わった場合には再度協議するという説明だったんです。ということは協議し直さなければいけないのです。だから、実際後退用地を協議で確定しても所有者が変われば再度協議するという話だったのです。今日の説明はそれと異なっているということです。

それからもう1点、昭和25年の都の告示ということなのですから、それが実際は先ほどの話ですと、再現しなければいけないということなのです。ということは、告示だけでは明確でないから測量して再現するということになります。ということは、それについては明示をするという仕組みをつくったほうがよいと思いますので、3と4は関係するのですけれども、今私が質問した

ことについてご回答いただくのはご回答いただきたいのですが、3と4についても改正すべきだと思います。

狭あい道路整備課長 委員からご意見いただきましたけれども、原則変わらないというところなので、例外ですよ。

委員 原則だから例外があるのですよね。

狭あい道路整備課長 条例施行規則第3条に基づき建築主等との協議により位置を確定しています。

委員 おかしいのですよ。中心線について2項道路の指定を行った時点で明確にはなっていないのですよ。協議しなければいけないのです。

狭あい道路整備課長 中心線は都の告示によって確定していますので。

委員 都の告示というのが明確でないから測量で再現しなければいけないということなのです。だからそれは明確だと言えないのですよ。もちろん相手との関係では。

であれば、告示を明確にする手続を法的に設けるか、新たにその中心線を、前私が言った位置出しを行う仕組みをつくるということでない、これは法的には明確とは言えないと思います。それは法的なことはまず最初に確認しないと次に行かないので。

委員 私はそのとおりだと思うのだけれども、今の2項道路を決めたところで確定しているというのは、2項道路というのは建築基準法なのですよね。その2項道路というものはこういうものですよということで、そのときに中心線も何も形も全部確定をしているというのは、現地へ行って一つ一つ確認すれば確定するよということであって、それは明示されていないというか、その場所では明示されていないということなのだけれども、先生、これはここで議論するには当たらないと思うのです。建築基準法の取り扱いの問題だから、その根源に戻って位置を明示しろというのは、いささか行き過ぎの意見だと私は思います。

委員 そうですか。でもそれ、条例上それは……。

委員 いや、条例どころの話ではなくて。

委員 だけど、それできなかつたら進まないですよ。

委員 いや、全部の道路についてそれをやらないと不十分だということを私は言いたい。

- 委員 だけど、それは重点的なところから取り組んでいかなければ進まないですよ。
- 委員 だから、その全部というのではなくて、重点整備路線だけに限ってとか定義をすればできるけれども、全部の道路について位置の区域を全部測量座標で示せと言ったら、これは大変な作業でばかげた話になると思います。
- 委員 だから、私は順番にと前に申し上げたとおり。
- 委員 やるのですよ。だけど、やるということになると、どこまでいつまでやっていくかということを見ると、これは少し挑戦的過ぎるなと私は思います。
- 委員 それは重点整備路線についてもやる必要はないということですか。
- 委員 そんなことは言わない。重点整備路線に限ってとかね。
- 委員 私も重点整備路線に限ってでいいのですよ。
- 委員 それならば議論の対象として、そこまでにしましょう。重点整備路線に限って議論しましょう。
- 委員 そうです。重点整備路線はこの条例の対象ですから。だから全部のことではなくて重点整備路線に限ってでいいのですよ。
- 委員 それならばいいです。
- 副会長 この区の見解4をとというのは、言葉の意味なのですけども、要するに2項道路の指定を行った道路に関しては、中心線の位置出し、再現が確実にできるという意味で書かれているのですか。原則という言葉はいらないと思うのです。
- 委員 再現はできるということだと思いますよ、もちろん。
- 副会長 2項道路についてはできますということを言いたいだけのことではないかと思うのです。
- 委員 一般的にできるということで、それをするかどうかは、委員がおっしゃるように、全部やるということにはならない。そういうことです。
- 副会長 やることは重点整備路線からやるしかないと思います。私もそれは思いますが、言葉の意味は再現ができるということを言いたいだけのことではないかと思います。
- 狭あい道路整備課長 先ほども2号路線の平面図をご覧になっていただいたのですが、確かに実際は中心線の明確に示されている図面だとか現地の表示はないのですが、中心線の再現を区が行って、過去の資料だとかそういったものを調べて調査して、測量して、中心線の主張線を示すことができれば、支障物件の対応だとか、拡幅整備への誘導、そういった働きかけは可能だと考えていますの

で、そういった意味では先ほど区の考え、取り組みを説明させていただいたところでございます。

委員
会長

おっしゃるとおり、そのとおりです。

4に書いてあることで言えば、原則というのはあえて書かなくてもいいことで、ただ、これは関係者はみんな理解しているわけけれども、これはあくまで1つのフィクションとしての、確定してあるということで、いわゆる東京都の一括指定ですから。その後建築基準法適用がおくれたところでは、個別指定というより現実的な方法で指定していますから、これはその間の歴史の中で一括指定、つまり次の要件に該当すれば2項道路であるという一括指定で、形式的にそのときは中心線も道路もわかっているのだという解釈では、現実には問題が起きるといふ前提のもとに、地方の市町村では個別指定をやっているところが結構増えているということですね。

ですから、原則というのはあっても、どちらでもいいけれども、基本的にはなくてと考えるいただければいいわけだと。ただ、現実としてという実際にあったというのが大事なところで、まさにこのところで、さっきの2号路線でこの回収の地図で示していただいたように、こういうことを行ってよりこれを区が主張するという行為を通じて、いろいろな指導に臨んでいるというご説明だったわけで、これが現状の条例で可能だという区の今の思いと、それから何らかの方法で条例の中でそれを創設すると書き込むべきだという、前回少し議論があった部分とのどうでありましょうかというところに絞られればよろしいと思うのです。

委員

もう1点。先ほど質問したので、協議により確定して変更しないという今回の説明なのですけれども、所有者が変わったら協議はもう一回やるのだという今までの説明と違うのですかということです。前はそういう説明だったのです。今の説明そうではないので、つまり今の所有者と協議をして確定したら、次の所有者とは協議する必要がないということでもいいのですか。これは確認させていただきたい。

事務局

説明が少々足りなかったのですけれども、後退用地の位置が確定したのものについてはその位置は確定になります。しかし、所有者が変わったり、建築主が変わるたびに、条例上基本的には事前協議をしなければならないです。そのため位置は確定していても協議は行う必要があります。

委員 後退用地については協議はしないということですね。協議対象ではないということでもいいのですね。前は違った説明だったように私は思ったので、今の説明、わかりました。ただ、今の説明は後退用地の線は協議対象ではないと、ただ、それを拡張整備するかどうかはもちろん協議しなければいけない。これは条例に書いてあるから、これはわかります。ということはその後退用地はどこかということも協議の対象外だということも明確にしていただければ、今のは理解します。それでいいですか。そこは明確にするかどうか非常に重要なことなので、今の説明はそうなのですよ。

委員 おっしゃるとおり、協議して位置が確定したというものを第三者に担保できるかどうかということについては、今のは気になる場所ですね。

委員 承継効があるかということですからね。前は違った説明だったように私が勘違いしたかもしれない。

事務局 今おっしゃる内容で後退用地の位置が一度確定したのものについては、おっしゃるとおり協議はするけれども位置は確定する。

委員 位置は変えないということですか。

事務局 変えないということです。

委員 でも、それを明確にする手続がないのですよね。

事務局 規則では協議はしなければならないのですけれども、書類の提出を省略することができるというのはあります。要は、協議申請書を区に出さなくていいですよということができるようにはなっています。

委員 それは手続だから。それはあまり関係なさそうですね。

事務局 区で後退整備がされて後退用地が確定しているものについては、再度区に書類を提出して、協議は、やりとりをする必要はないですよという決まりは一応ございます。

委員 そうすると所有者が変わったときに、後退用地の線について後の所有者から言われたことというのは現実にはあるのかどうかということについてはどうですか。

事務局 ないです。

委員 そうすると、後退用地の線についての協議はしていないということでもいいのですね。わかりました。でも、そこは明確にしておいたほうがいいですね。

狭あい道路整備課長 条例施行規則の第7条の2に変更の協議の記載がございます。その中では

条例3条の規定により既に事前協議が終了している敷地について、所有権の移転等に伴い申請者を変更しようとする者は申請者変更届を提出することにより事前協議に変えることができるということになっています。

委員 事前協議が終了しているというのは拡張ですか。

狭あい道路整備課長 後退位置とか、そこは確定しています。

委員 後退するということの協議ですね、それは。

委員 位置も確定しているということですよ。前者、前の所有者とは確定をしている。そういうものについてはというのは今の変更の規定でしょう。一旦確定をしたものについては、位置は確定をしている、協議をしたものというのは位置はそこで決まっているよという考え方ということでしょう。

委員 ただ、今の条文上は変更協議できるという条文だったので、明確ではない気はします。

副会長 建築確認をとるときに、現所有者から念書をとって、所有者が変わった場合にも今の後退用地については支障物件を置きませんという念書をとりますよね。だからあれをとっておけば、後退用地を決めたわけではないけれども、基本的に再度協議をする必要というのは全くないわけですよ。実際にも協議なんてしていないわけですよ。今のお話からいってもね。

事務局 あくまでこの条例は拡張するための条例という形で運用させていただいているので、区が拡張してしまえば、もうそれで協議をしないでいいという条例の組み立てになっているのです。ですから、区は整備さえしてしまえば、協議は基本的にはやらない、確定、終わりなのです。

ただ、例えば自主整備としてお話させていただきましてけれども、区の整備がまだできていない箇所については、所有者が変わるたびに整備させてくださいという形で、協議をしたいがためにこういう規定になっているということなのです。

基本的に実際1回協議を終わってしまえば、その後退位置を変えるというお話ではなくて、あくまで区が整備したいから、うちのほうで整備するまでの間は繰り返し協議を行っていくという形になっているということです。

委員 そうすると、今おっしゃられたような文書をとるといふ文書はどんな文書かというのは、今ありますか。今、副会長おっしゃった。所有者からとっている文書を見せてもらえますか。

事務局 後退の位置は決まってしまうと、条例上置いてはいけないのですから。
委員 それ念書をとっているのでしょうか。
副会長 それは現所有者だけではなくて、引き続き承継した所有者にもそれを順守させますという文書をとっているのではないですか。それを見せてほしいと先生がおっしゃっているし、先ほどの先生のご質問からすると、結局協議はしないということですよ。そういうのが結論だと思うのです。

委員 それを見せてもらいたいのですよ。とっている文書を見せてください。
委員 今、先生がおっしゃったのは確認のときのことですよ。
副会長 確認で、建築審査会上がってくる文書には必ずそれをつけるようにというお願いをしまして、だから最近は必ずついてくるようになっていきます。
委員 おっしゃるように、それを見れば今のも明確になりますよね。
ただ、承継効というのはそういうふうに言えばあるというものかどうかというの法的には問題ありますけれども。

副会長 それは債権的なものなので、絶対的に効力があるかわからないのですけれども、ただ一般の人にとっては、それが大きな効果を発揮していると思います。

委員 事実上そういう効果ですよということならば、それはそれで担保されているということと言えるかもしれません。

委員 厄介なところですね。
委員 でも、そういうふうに手続が後戻りしないように進めていくということは非常にこの条例上重要なことだから、そこはよく確認しておく必要がありますよね。

副会長 以前はそういう念書はとらなかったのですけれども、今は必ず建築するときにはとるようにしています。

委員 転出の際にね。
(文書配付)

委員 これは狭あい道路の。
副会長 狭あい道路の資料ですね。
委員 先生がおっしゃったのは建築基準法の確認申請のときに。
副会長 建築基準法の建築確認のときの資料。
委員 事前協議の了解したことを引き継ぐという話だね、これは。
委員 これは狭あい道路に関して言えばこのとおりで言ってるし、当然その範囲で

いいと思うのですけれども、先生がおっしゃったのは、建築基準法のときの約束としてそれを証明するものを出せという話になっていて、それが承継されていけば大丈夫なのではないかという。

委員　　そういうことですね。それはあるのですか。

副会長　　建築課長に聞いてみればわかるのではないですか。

副参事　　具体的には建築確認済証とか、確認申請書とか、そういうものですか。

副会長　　それとはまた別に、所有者から覚書とか念書とかいう形でもらっている。

副参事　　所有者から、道路というか、この後退用地に関して。

委員　　後退用地というか、42条2項のここを道路の境界線としますよという建築基準法の確認をとるときには、その線はずっと承継しますよという。

副会長　　そういうことです。そこには一切花壇とか、駐車場とかにしませんと、そういうふうに書いてある。

副参事　　建築課は建築物にしか通常は言わないので、存じ上げないですけれども。

委員　　横長のペーパーの「上空で建物が占有している」という「上空」というのは何メートル上ということですか。

つまり、上空を占有しているから今までは支障物件の扱いをしてなかったということなのですから、車、消防車両とかが通るときに支障なのだから、その上空というのは何メートル、かなり高いところ、つまりそんな車が引っかかるようなところにひさしが出ていないのではないかと思うのだけれども、どこを言ってるの。

事務局　　これで言うと自動販売機の真上です。

副参事　　消防車両より下です。

委員　　自動販売機よりちょっと上だけです。

委員　　自動販売機の高さというのは手が届く範囲ですから、せいぜい2メートルですね。

委員　　だからそれを支障物件としてなかったというのは、おかしいことは確かですね。今度はしますという話なのですから。

委員　　支障物件なしと言っていたのが、実は上に建物が出っ張ってるやつの下にあるものは支障物件として拾ってなかったということなのです。

委員　　だから今度は拾いますという話で、それは結構だと思うのです。

副会長　　それで協議しますと。

狭あい道路整備課長 店舗にシャッターがありまして、そのシャッターボックスがここにおさまっている感じなのです。

副会長 ロールで巻き取るようなシャッターだと、出っ張ってしまいますよね。

委員 これは上空、今回は対象にするということですか。

事務局 こちらについても要請はしております。

委員 それならいいと思うのですけれども。わかりました。

委員 先生、この図面のここにある2つが今の写真に写っていた自動販売機、この右側の2つが。

委員 でも、これだとこの上の部分もピンクになっているということですか。このピンクになっているのは、これは多分自動販売機だけですよ。

事務局 シャッターは建築設備になってしまうので、建築物扱いになってしまう、建物の附属物という形になりますので、あれ自体が支障物件というわけではなくて、その中におさまっているものについては支障物件です。

委員 中におさまっているもの。

委員 中というか、その下にあるものですね。

事務局 先ほどのシャッターの下にある自動販売機が支障物件なので、それは撤去してくださいと。

狭あい道路整備課長 主張線の中に入っている地表にある車どめのポールとか、自動販売機、看板類、それを図面に落としています。

委員 この自動販売機の下に置いてある床部分も後退しなければいけない部分なのですか。

事務局 本来は後退用地になると思います。

委員 ここも後退用地なのですね。

委員 後退用地ですね。後退用地に建物の一部が出っ張っている。

委員 出っ張っている状態なのですね。だから違法建築物ということですね。

委員 建物が出っ張っているのはなかなか撤去できないからということですよ。下のところは車が通るから支障物件。

副参事 違法か昭和25年以前からある建物なのか、わからない部分もあります。

委員 なるほど。

事務局 既存不適格の可能性もないとは言えないのですけれども。

委員 既存不適格の可能性もある。建築確認をとったのはもっと前かどうかわから

ないということですか。

副参事 建築確認が昭和45年以降のものしかわかりません

委員 ないのですよね。

会長 横長の2番のことについて「容易に移動させることができもの並びに」を削除しなくても、削除したほうがいいということはあるにしても、しなくても重点整備路線については、従来ひさしの下とか上階の下のやつは、しようがないということでゼロと解釈していたけれども、これも支障物件と解釈することで、この夏以降は交渉を進めていると、ポールの人はまだだけれども、自動販売機の人の1人は了解したということで、自動販売機の撤去に向けて当然契約があるでしょうから。

事務局 契約中のものになるので、すぐにはなかなか難しいということなのですが、条例の趣旨は理解いただいております、前向きに検討しているところになります。

会長 なるほど。ということなので、区としては、あえてこの「並びに」を削除しなくても、少なくとも整備路線については指導強化ということで臨みたいという趣旨であるというのが2番ですね。

副参事 協議会でご意見をいただきましたので、私どもも条例の趣旨をきちんと解釈してということでやらせていただいて、というところでございます。先ほど申し上げたように、屋根の下というのは建物と一体だということはどうしてもありましたので、ただ、車が来たとき歩行者が避けられるとか、緊急車が来る場合人が避けられるとか、そういうスペースはこれは条例の趣旨から言って必要だろうという意味で指導をさせていただいているということです。

委員 容易に移動させることができるものというのは、この前議論になっていたのはもう1つは、鉢が1つか2つかみたいな話があったのですけれども、そういうのは全部撤去させるということでもいいのですか。

副参事 条例を定めるときに、一般的にパブリシティするとき、鉢植え1個ぐらいなら片手でぽんと投げられるからという説明はしていますけれども、邪魔なものは邪魔ですから、法文上は容易に移動できるものはごみとかそういうものを想定しています。

委員 だから鉢とかは緊急のときも容易とは必ずしも言えないと、これ緊急、災害時の話だからという解釈にするということですか。

副参事 そうですね。

委員 それを明確に答申に書くということですね。

副参事 そうですね。答申に書くどうかは。

委員 書かないと明確ではないから。条例改正しなければいけないという話になりますよ。

副参事 私どもがそれを判断する立場ではございませんので。

委員 条例改正はしないけれども、こういうふうに運用していきますよということを明確に書きましょう。

委員 運用というか解釈はこうなので運用していきますよということを明確に書かないとだめだと思うのです。

副会長 それでいいのではないですか。

事務局 実際鉢植1個でも指導は今もしております。

委員 指導と言っても強く指導しないと。ちょっと言いましたでは指導にならないですよ。絶対どけろと言わないと。

狭あい道路整備課長 今回も2号路線は先ほど紹介させていただきましたように、こういったチラシを配布し、支障物件や条例の制度も含めて、実際に沿道の店舗の皆さんに説明してまいりました。それでご理解いただきました。

委員 プランターみたいなのではなくて、そのまま直植えしてしまっているやつみたいなのはどうなっているのでしたっけ。地面にそのまま植えてしまっている土に。何かありましたよね。もう地面から花壇にしまっているところ。

副参事 花壇も当然支障物件です。

委員 それも当然支障物件です。

委員 あの家の前のあれも入るということでもいいのですか。

委員 全部入りますよ。

委員 全部入りますよね。

事務局 基本的には。はい。

委員 ああいうふうに下がったところで花壇の形にして木を植えている人いますからね。それは明らかに支障物件ですよ。

副参事 明確な支障物件です。

委員 さっきの鉢よりも明確ですよ。

狭あい道路整備課長 重点整備路線の3路線については、花壇については話ができている状況で、

近々拡幅する予定で進めております。

会長 3号路線で1つだけ見事な桜の木が何かを植えていて。ただ、あれもいずれかの時点で、あれは支障がないということをここで議論する必要があるのかどうかというのはありますね。

狭あい道路整備課長 過去にも協議会でご審議いただいて、桜については該当しないと意見をいただいております。

副参事 こちらに諮問したわけではございませんけれども、重点整備路線を指定する際に、その議論をいただきまして、条例第2条の4のただし書きに該当するというご意見いただいておりますので、それをもって運用させていただいております。

会長 そこに根拠があれば他の路線とは公平性は保たれているということで、これは明らかに該当するというので、2の問題は、区はそのような見解であるというのが1つと、それから3と4と関わるところで、中心線を、測量をきちつとやって区の主張線ということで、協議に交渉に臨むということを特に2号路線はその必要があるので、すでにやりだしているということではいかがかというのが区の見解ですけれども、もう1回その辺いかがでしょうか。

委員 それは先ほど申し上げたのは、重点整備路線については再現というものをきちんとやるという手続を入れたらいいのではないかと考えています。

委員 1個1個、敷地の所有者と境界確認の手続をとっていかなければできないことですよ、現実に再現しようとする。だから、それはそれなりにお金も手間もかかることですから、そう簡単にやりましょうというわけにはいかない。相当の覚悟をしてやる必要があると思います。

会長 重点路線、とりわけ2号路線については既に進めているわけだけでも、それをやるのだということが極めて区の恣意的で、やっぱりやりましょうとか、やめましょうではなくて、やるのだということがこの条例なり規則から読み取られて、それをここで言ってもらってきちつとやっていくという手続で進むのか、条例本体にきちんと書くべきかというあたりの議論が、僕も頭の整理ができませんけれども、その辺が区としてはできるという見解であると。

狭あい道路整備課長 先ほど説明いたしましたようにこの資料の真ん中に記載のある取組で、区の主張線の計画的な整備ということで、実際に2号路線で行いました。

会長 これが条例か規則に整備しますということがどこかで読み取れるのかどうか

というのですね。書かれているのか。

狭あい道路整備課長 先ほど重点整備路線の進捗状況も説明させていただきましたけれども、相手の意向確認といえますか、いつ建て替えるのかわからない部分もあります。区がこういった主張線を整備すればそういった申し入れをして、区から働きかけて意向確認できれば重点整備路線の進捗状況というのは見えて来ると思います。やはり中心線を路線的に出していくというのが、今後、重点整備路線を進めていく上で重要なことだと考えていまして、今の運用上の中では実際に中心線を出していますし、できると考えています。

委員 今の点はこの取り組みの流れにも関係するのですけれども、真ん中のところの「区取組」で主張線の再現、協議を申し入れて、拡幅整備へ誘導するのを協議に応諾すれば整備に行くけれども、拒否したら勧告に行くとなっているのです。これが前回委員もおっしゃられたことで、そういうふうにとずっとだらだらするのはなくて、ここに行かなければいけない。

これは質問なのですけれども、拒否したら即勧告に行くのですよねということなのです。つまり、拒否したら勧告に行くまでだらだらして、また1カ月2カ月たっていたのでは意味がないので、拒否したら即勧告するのですよねと、これを質問したいのです。即ですねと。

副参事 それは、やむを得ないと思います。

委員 それを明確にしないといけないですね。そうでないと、空家法なんかでも、これは勧告のあとだけでも、勧告したら即税金が上がるようになっているのです。勧告して相手が直すかどうか関係なしになるわけです。直してもという法律です。だから、これは勧告の前の話だから、拒否したら即行かなかったら意味ないのですよ。はっきり言って。でしょう。それを明確にさせていただく必要が1つある。今そうしますということなので、それを答申に明記していただきたい。即行きますと。

それとあとはそのためには、そうすると、これは勧告行って次に進んでいく話になるので、法的な手続になるので、であれば、私はその主張線の再現、区取組で協議を申し入れて勧告、そして次に命令、代執行に行くわけだから、明記したほうがいいのではないかと意見になるのです、私は。法的なことで申し上げるとね。

狭あい道路整備課長 今回この資料で示させていただいたのは、まずここにはスケジュール感と

か、手順も書いてありますけれども、何回で勧告に行くのかとか、具体的なものは書いていませんけれども、今後こういった勧告だとか公表の時期、手順を明確にして取り組みの強化を図っていきたいと考えております。

委員 今後ではなくて今回の答申で明確にしないとだめだと思うのです。

狭あい道路整備課長 勧告へのルールづくりだとか、そういった手順は明確にしていきたいと考えております。

委員 私の意見はそういう意見です。

委員 私もどういう手順をするとか、期限はどれぐらいでやるとかというのは、なるべく明確なほうが。それは公平性という意味でも誰かだけに狙い撃ちにされているみたいにならないためにも、これだけのことをやりましたという、今までもさんざん協議されているのもよくわかっていますので、何回やってこういう対応だったらできないと、どうなるという手順が回数なり時間なりという何かしらの制限を設けて、明確であるということがとても大事だと思いますので、それは明確に決めたほうが良いと思います。

会長 そういう意見を答申に記して、それでどうするのだという結論は区がお出しになるということですから。

副会長 先ほどの会長のご質問にあるように、運用上こういう中心線の位置出しや再現を行うというのはわかったのですが、それを条例なり規則なりに明確にそういう制度として規定するかどうかということ、先ほど会長はご質問されているので、それに対してお答えをいただければと思うのですが。

狭あい道路整備課長 支障物件への指導手順の中に申し入れ制度という、今回の資料には協議申し入れという言葉にしてありますけれども、ここにそういった制度を導入したらどうかということは、これまで協議会を開催するまで検討させていただきました。

例えば規則の3条にそういったものを盛り込めるかどうかといった部分は検討させていただいたところです。そういった後ろ盾がないとなかなか区から働きかけに行くのは難しいかなと、受け身でなくて、こちらから相手方に飛び込んでいくためには、そういうのは必要なものと考えています。それは条例規則の中でそこを定めることによって、今日の資料としてはお示しできていませんけれども、そういった議論はしてまいりましたので、今後も研究してまいりたいと考えています。

会長

そうすると、さらにご疑問の点やご意見を伺いますけれども、大きな流れとしては前回今回出た大事な意見は、集約できたものをこちらのこういう意見としてということで、具体的にそれぞれ挙げていただいて答申書を構成して、それらを受けて担当課としては条例改正にするのか、規則改正にするのか、いずれにしてもその辺を明確にどこかに根拠を持たないと、相手に対しても力が出てこないし、他の人に対しても公平性を欠くということがわれわれが指摘したということを受けて、どうするかを含めて次回この答申書をまとめていただいて、途中でまた多少はメールのやりとりやご意見を伺いに行くということがあったとしても、次回にそれらをまとめて、できれば次回にこういう答申書でわれわれ行きましようとなることを願うと、基本的な流れはそういうことによるしいですね。

副会長

大変いいです。

委員

さっき私言いかけたのだけれども、区は今まで狭あい道路というのは拡幅整備を主目的に、拡幅整備をしたいということを目的として、狭あい道路の条例というのを最初つくったときから運用してきた。だけど、今回条例改正をして支障物件の処理をちゃんとやっていこうというのを強化したというのが、この間の改正の主眼であったわけで、改正されたところに議論が割と集中してきたのだけれども、そもそも狭あい道路の条例というのは拡幅整備というのを目標としてできてきたので、役所の中はどうもそちらの体質が染みついているというのか、体質的に拡幅へ持っていくことの方が大事だと、ずっと思ってやってきたので、それが今回の改正に伴って、先生が特に主張されている支障物件への取り組みというものがおろそかにならないように上手に考えてねというのが、今回の答申のときの一番ベースとして大事なところになるように整理していただけるといいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

委員

おっしゃるとおりだと思います。この表で言うと、さっきとのところで最後は支障物件の代執行に行けるというのが、この条例の根幹だと思います。

だから今、委員がおっしゃったように、そここのところも両方進めていくということが必要だということが条例の趣旨ではないかと思いますので、おっしゃるとおりだと思います。

副参事

おっしゃるとおりでございます。改正前の条例は拡幅整備の簡単に申し上げれば手続条例でした。それに支障物件の設置禁止規定を設けることによって、

条例の名称も「拡幅に関する条例」に変えていますから、「拡幅整備」から「整備」を抜いている条例です。ですから趣旨はそのとおりでございまして、支障物件をなくそう、とにかく空間を広くとりたいと、しかし、実務的に空間を広くとって道路状でないとやっぱり歩きにくいということで、拡げさせていただくということで、先ほどのような説明になりますけれども、第一は拡幅をする、空間をとるということをご理解いただきたいのです。

委員

ここで議論しているのは重点整備路線にかなり焦点を絞っている話なのですよ。だけど、狭あい道路に関して言うと、それ以外の山ほどある建築確認に際して協議をして、拡げていくという事例がめちゃくちゃ多いわけです。そっこのほうが実績としてはどんどん積み上がっているのですよね。だから、統計をとると重点整備路線何やってると見えてしまうのがつらいというだけであって、拡幅整備を目標にしてやってきているというのは実は実績としてはどんどん上がっているし、今も同じ手順でやっていて十分成果はこれからも続いていくように私には見えるので、そここのところは消えてしまわないように、ぜひ区内の4メートル以下の道路が4メートルになっていくというのを、ぜひぜひちゃんと推進できるようにうまく運用していただけたらいいと思っています。

会長

そこら辺は答申書でも書いてあった気がするけれども、過去の実績が全体的に見れば大変に進んでいるというようなあたりは強調していただいて、他方支障物件の、とりわけ優先整備路線をわれわれじっと見ているからすごく気になってくるわけだけれども、こちらについて少し取り組みが弱いのではないのと、われわれは受け取っている。そもそも、副参事に思い出していただきたいけれども、条例は拡幅整備の協議を義務づけるのか義務づけないのかで、意見が1つは分かれています、世の中も今やあれは義務づけていいのではないかという意見も多かったけれども、ただ、私有財産云々かんぬんからして、そこまでは行かないから協議をできるだけ進めることは書きなさいと。他方支障物件というものがあって、これについてはどう見てもそれを除去することは、憲法、公共の福祉、私有財産から見ても構わないからこれができたという、その2本立てだったということによかったですよ。

副参事

支障物件については協議会でも、皆さんご意見一致していただきましたけれども、どうしても公費をもって拡幅整備を受忍義務とするということについては、ご理解がなかなか、見解は分かれるところでした。

- 会長 あえて申し上げれば、この次かその次ぐらいの条例改正では、こちらの拡幅整備の協議も義務づけるということが可能かもしれませんね。
- 副参事 協議は義務づけなのですけれども、区が公費をもって行う拡幅整備をする受忍義務を課させるかどうかについては。
- 会長 やや時期尚早と言うか、実績を見ながら今後必要になるかもしれないね、みたいな議論があったように思います。ただ、今はまだ実績を見ている最中で、それにある程度評価を与えていると
- 委員 現実には道路状に整備されているか、されていないかというのは、現地へ行くと一目瞭然で、道路状に整備されていると、みんな道路だと思ってしまうわけですよ、通っている人も、土地を持っている人も。道路になってしまったと思う、その辺の違いがやはり道路状に整備するということに力を入れるというのは、すごく意味があると私は思います。
- 委員 今会長がおっしゃられたとおりでよろしいかと思うのです。私も前回申し上げたように、道路状整備の受忍義務というのは基本的に可能だと思いますけれども、重点整備路線で進めていくことによって次の課題として、そういったものも今後検討していくということによろしいと思います。
- あともう1つは重点整備路線、先ほど区がおっしゃられたように、重点整備路線の追加についての話もあるということですので、これはそれも今すぐ追加するというのではなくて、引き続き検討していくということは明記していただいていいかなと思います。
- 会長 区もそういう意思がおありだということで、それは先ほど来のどのくらい進んでいるという検証があれば、たとえ全部が終わらなくてもある程度の見込みがつけば、その見込みを計画として予測しておいて、次の必要なところもあと2つ3つやりましょうと、それはいい考えですよ。
- 副参事 今やっていて、現場サイドでは全部にこういうヒアリングしていく、もうすぐ建て替えますとか、どうしても建て替えられないという方はいらっしゃるわけですよ。そういう方の意向は把握して、それは継続的に続けますけれども、時間的余裕もできますから、次に行くための準備をそんな長い期間かけないで進めたいというのが意見でございます。
- 委員 もう1点、最初に説明された中で、今回は時間が不足しているので取り組んできて、抜本的のものはなお難しいみたいな説明があったのですよ。これは条

例の施行後3年というところで、そういう説明があったのですけれども、この条例は施行後3年ごとに見直すとは書いていないので、そうすると今回このままだと3年後で今の時点なのですけれども、その次いつ見直すかというのは出てこないのです。これはどうされるのかということで、3年ごとにするのか、それとも現時点では先ほどおっしゃられた言葉を借りると、時間が不足しているので2年後に見直すのかというのはどう考えているのでしょうか。

副参事 明確には確かにこのまま行くとないのですけれども、それは私から申し上げるのもあれですけれども、毎年なり2年後に1回見直しをすべきだというのを、答申していただけるというのはいかがでしょうか。

委員 ただ見直しというか、今の説明を踏まえるとやはり次の見直しの時期というのはある程度言っておいたほうがいいのではないかという気はします。

副参事 それを答申に。

委員 それはあったほうがいいでしょうね。

委員 入れてあった方がいいのではないのでしょうかね。

会長 3年ごとではないのだ。

副会長 確かに附則を読むと、区長はこの条例の施行後3年をめどとして云々と書いてあって。

委員 あとなくなってしまうので。

副会長 3年後の後はどうなのか書いてない。

委員 それは形式改正だから、恐らく問題ないので、今の区のお話を踏まえれば答申に入れたらいいのではないかと思います。

会長 あっち行ったりこっち行ったりせざるを得なかったのですけれども、議論の論点は僕も1つずつは確認できませんけれども、議事録をつくっていただくプロセスの中で絞られてくると思うので、それを反映した答申、つまりいろいろ出た意見の大事な意見は、こういう意見の中でこうだったということを明示していただいた答申にして、それで結論的にはどう書くかというのはまた最後に広がる場所ですけれども、その答申案を準備していただいて、難しいところは多少やりとりがあるかもしれないけれども、それが準備できた時点でもう一回年度内に来ていただいて、もう一回開くということでいかがですか。

そんな方向で行くとしたら、どんなスケジュールになりましょうか。

委員 年度内で大丈夫ですか。

会長 答申は年度内でよろしいのです。目途に議論したわけだから、それをどう受けるか。

副会長 今年中に入れられるかどうか。

会長 入れられれば年内のほうがいいけれども。

副参事 事務局的には年末か年明け、1月15日以降。

会長 議会が12月にあるので。やるというご意向のようですから。

委員 答申確定の前に、一回議論を。

委員 日程が合えば。

副会長 答申案を見ないと何も言えない。

会長 また事前に答申案を送っていただいて、答申案をつくるのに際しても、委員の意見、メール等々でやりながら。

狭あい道路整備課長 それでは12月10日以降か、もしくは1月15日以降、2月からは議会が始まってしまいますので。

会長 12月あるいは1月中旬ぐらいということですかね。今日の議事録なども精査していただいたほうがいいから、あまり拙速に答申案をつくるよりは、多少のやりとりは年内にするとして、1月中旬ぐらいに設定できれば、会場はどこでもいいですから。

会長 では1月14日の午前中で。

狭あい道路整備課長 今後の進め方ですが、いただいたご意見を整理させていただいて、答申案をまとめメール等でもしくは直接お会いして説明をさせていただきたいと考えています。大変お忙しいところ申しわけないのですけれども、事前にご確認いただいで次回の協議会に答申案を示させていただきます。

会長 前回の答申案にあまり引っ張らずに、全文書きかえぐらいのつもりで取り組んでいただけると、多分構成が変わってくると思うので。あれもたたき台があったから、こういう議論ができたわけですからありがたくはあります。

そんなことで、今日はよろしいですか。ほかになれば、これをもって閉会といたしたいと思います。どうもありがとうございました。

— 了 —